

県民の皆さんとめざす姿

児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

現状と課題

- 児童虐待に係る相談件数が増加し、その内容も複雑化しているため、児童相談所の対応力ならびに市町等と連携した取組の強化が必要です。
- 児童虐待防止に地域社会全体で取り組んでいくために、県民の皆さんに対するより一層の啓発が必要です。
- 児童虐待を未然に防止するため、思春期から命の大切さや家族観を醸成するとともに、安心して妊娠・出産ができる支援体制の整備が求められています。
- 虐待を受けた児童が増加する中、児童養護施設などに入所している社会的養護を必要とする児童には、家庭的な環境の中でのきめ細かなケアが求められています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
児童虐待通告に対する 48 時間以内の安全確認の実施率	100% (22 年度)	100%	児童虐待通告を受けて、48 時間以内に安全確認を実施した割合

平成 24 年度の取組方向

- 平成 23(2011)年度における児童虐待防止に関する市町支援のあり方検討をふまえ、児童相談所の法的対応力の強化、市町に対する的確な技術的支援と連携強化に取り組むとともに、児童虐待防止のための啓発に取り組みます。
- 医療、保健、教育等関係団体と主体的に連携し、児童虐待の要因となりうる若年層の望まない妊娠をなくす取組や乳児期特有の育児不安を解消する取組を支援します。
- 三重県における子どもに対する社会的養護体制のあり方を検討し、児童養護施設等における小規模グループケアや里親委託等家庭的ケアを促進するとともに、要保護児童の自立や家庭復帰を支援します。

変革の視点

児童虐待を未然に防止する観点から、特に若年層に対する取組を強化します。また、社会的養護を必要とする児童に対する家庭的ケアをこれまで以上に推進するために、関係者・団体が一丸となって取り組みます。

主な事業

- ① (一部新) 児童虐待等相談対応力強化事業
(健康福祉部子ども・家庭局)

【基本事業名：23301 児童虐待対応力の強化】

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

当初予算額：(23) 1 0 1, 3 9 0 千円 →

(24) 4 4, 8 7 9 千円

事業概要：児童虐待を防止するため、児童相談所の法的対応力等
や市町の相談対応力等の向上を図ります。

また、それぞれの市町に応じた技術的支援を行い、迅速・的確な連携を図ります。

- ② (一部新) 若年層における児童虐待予防事業
(健康福祉部子ども・家庭局)

【基本事業名：23302 児童虐待の未然防止の推進】

(第4款 衛生費 第1項 公衆衛生費 1 公衆衛生総務費)

当初予算額：(23) 2, 7 3 0 千円 → (24) 5, 2 6 7 千円

事業概要：医療、保健、教育等関係団体と連携し、若者に対して
家族観の醸成を図るとともに、若者の抱える性の悩みや
望まない妊娠等に対応するため、「妊娠SOSダイヤル
(仮称)」の設置や思春期ピアサポーターの養成に取り組みます。

- ③ 家庭的養護体制充実支援事業 (健康福祉部子ども・家庭局)

【基本事業名：23303 社会的養護が必要な児童への支援】

(第3款 民生費 第2項 児童福祉費 4 児童福祉施設費)

当初予算額：(23) 2 8 5, 5 9 9 千円 →

(24) 1 7 2, 8 6 6 千円

事業概要：三重県における子どもに対する社会的養護体制のあり
方を検討し、児童養護施設における小規模グループケア
や里親・ファミリーホームへの委託等により、要保護児
童に対する家庭的ケアの促進を図るとともに、児童養護
施設入所児童等に対する学習支援や退所児童に対する
身元保証、後見人の選任等の家族再生・自立支援に取り
組めます。